

修 繕 契 約 書 (案)

沖縄県消防学校 校長 大村 朝洋（以下「甲」という。）が次の物件の修繕を依頼し、
（以下「乙」という。）がこれを修繕することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

1. 件 名 沖縄県消防学校宿泊研修館仕切カーテン取替修繕
2. 履行場所 沖縄県消防学校 宿泊研修館
3. 履行期間 契約締結の日から令和8年2月27日まで
4. 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 沖縄県財務規則第101条第1項に基づき100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から3号の規定に該当すると認められる場合は免除する。

第1条 上記契約に関して、この契約条項のほか別添の仕様書及び指示に従いこれを履行しなければならない。

第2条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が、第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより、乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第3条 乙は、物件の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ引渡すことが出来ない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは検査結果につき、異議申し立てをすることができない。

第5条 乙は、検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく修繕しなければならない。

第6条 乙は、上記物件の引渡し後1年間は、隠れたかしについて無償で補修し、又はこれを取替える責任を負わなければならない。

- 2 乙が、かしの補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。このために、乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期間内に引渡すことができないときはその理由を詳記して期間延長の願い出をすることができる。

- 2 前項の願い出は、履行期間内にしなければならない。
- 3 甲は第1項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

第9条 乙は、履行期間内で引渡ししないときは、遅滞日数に応じた未済部分の契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

第11条 この契約履行中にて生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

第13条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第14条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは甲の指示に従い、乙の負担で施工するものとする。

第15条 乙は、この契約事項のほか財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、もし疑義が生じたときは甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書二通を作成し、双方記名押印して各自一通を保有する。

令和7年 月 日

甲 沖縄県中城村字北上原910番地
沖縄県消防学校
校長 大村 朝洋

乙
.
.